

○東村建設工事競争入札参加者資格及び指名基準等に関する規程

平成13年7月18日訓令第3号

改正

令和7年1月14日訓令第1号

東村建設工事競争入札参加者資格及び指名基準等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東村財務規則（昭和61年規則第1号）第110条及び第111条の規定に基づき村が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の契約についての競争入札参加者の資格、競争入札の業者選定基準その他必要な事項について定めるものとする。

(競争入札の参加資格者)

第2条 競争入札の参加資格者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項の規定により準用する同令第167条の4の規定いずれかに該当する事実があった後2年を経過したものであるものとする。

2 競争入札の参加資格者は、沖縄県知事の入札参加資格審査に合格し、沖縄県の入札参加資格者名簿に登録されたものであるものとする。

(業者の選定及び発注区分)

第3条 業者の選定は、前条に規定する有資格者のうちから行うものとする。

2 村発注の建設工事に対する業種別の等級格付及びその発注対象工事1件の金額は、別表のとおりとする。・

3 業者を選定するときは、当該工事の制限金額に対応する等級に属するものから行うものとする。ただし、事情により当該等級を基準とし、1級上下位の等級該当者から選定することができる。この場合村内業者については、2級上下位の等級該当者から選定することができる。

4 特殊な工事で当該工事に係る業種に等級該当者が少ない場合には、前項の規定にかかわらず、有資格者のうちから適當と認める者を選定することができる。

(等級格付等)

第4条 等級格付は、県の等級格付を村の等級として格付を行うものとする。

(選定上の留意事項)

第5条 指名競争入札により業者を選定する場合は、次に掲げる事項について留意しなければならない。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 当該工事施工についての技術的適性
- (3) 手持工事の状況
- (4) 保有機械の状況
- (5) その他当該工事についての適否

(その他必要事項)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(東村建設工事競争入札参加者資格及び指名基準等に関する規程の廃止)

2 東村建設工事競争入札参加者資格及び指名基準等に関する規程（昭和61年訓令第2号）は、廃止する。

附 則（令和6年1月30日訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

工事施工能力等級基準

建設工事の種類	建設工事の標準金額	指名業者数	等級格付区分
土木、建築工事	1億5千万円以上～3億円未満	10社以上	特A
	5千万円以上～1億5千万円未満	8社以上	A
	2千5百万円以上～5千万円未満	6社以上	B
	1千万円以上～2千5百万円未満	5社以上	C

	5百万円以上～1千万円未満	4社以上	D
	5百万円未満	3社以上	
舗装工事	3百万円以上	6社以上	格付なし
	3百万円未満	3社以上	
水道施設工事	1億5千万円以上～3億円未満	10社以上	格付なし
	5千万円以上～1億5千万円未満	8社以上	
	2千5百万円以上～5千万円未満	6社以上	
	1千万円以上～2千5百万円未満	5社以上	
	5百万円以上～1千万円未満	4社以上	
	5百万円未満	3社以上	
電気工事	5百万円以上	5社以上	格付なし
	5百万円未満	3社以上	
機械設備工事	5百万円以上	5社以上	格付なし
	5百万円未満	3社以上	
管工事	5百万円以上	5社以上	格付なし
	5百万円未満	3社以上	
造園工事	5百万円以上	5社以上	格付なし
	5百万円未満	3社以上	
その他	5百万円以上	5社以上	格付なし

	5百万円未満	3社以上	
コンサル (調査、測量、設計)	1千万円以上	6社以上	格付なし
	5百万円以上～1千万円未満	5社以上	
	3百万円以上～5百万円未満	4社以上	
	3百万円未満	3社以上	

共同企業体	対象工事規模		管、電気、機械設備工事	備考
	構成員	土木、建築工事一式		
	2社 J V	3億円以上 10組以上	1億円以上 5組以上	

(注1) 21億6千万円以上の工事は「政府調達協定」による入札が適用される。

(注2) 2億1千万円以上の委託は「政府調達協定」による入札が適用される。

(注3) 特殊工事について、共同企業体に発注する場合は上記の対象工事規模以下でも可能とする。